

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受 付 印 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">年 月 日 提出</p> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">(あて先) 小松島市長</p>	申 請 者	住所または所在地	〒 ー	特別徴収義務者 指定番号							
		氏名または名称 および代表者名	⑩	担 当 者 連 絡 先	フリガナ						
		法人番号			氏名						
				電話 番号	ー						

給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたので、小松島市市税賦課徴収条例第46条の4の規定により届出します。

【届出理由】

- 1. 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため
- 2. その他

【通常の納入への変更】

月分〔納期限 月 日〕より通常の納入(各月ごと)へ変更します。

〈例〉 この届出書を提出した日が3月である場合の納入

- ◎ 12月～3月分まで → 4月の納期限(通常4月10日)まで
- ◎ 4月分 → 5月の納期限(通常5月10日)まで
- ◎ 5月分以降、翌月の納期限まで

【注意事項】

1. 届出者が個人である場合には、その住所および氏名を、法人である場合には本店または主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名および法人番号をそれぞれ記入のうえ押印してください。
2. この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が失われることとなります。
※給与の支払を受ける者が常時10人未満となったことにより、再び納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。
3. この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に徴収した税額はその提出日の翌月10日(土曜、日曜、祝日の場合は、金融機関等の翌営業日)までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限までに納入してください。
※左記の〈例〉を参照のこと

【提出および問い合わせ先】

〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号
小松島市役所 総務部税務課 納税普及担当
電話 0885-32-3928 FAX 0885-33-3401